

論点① 医療機関に勤務する薬剤師の居宅療養管理指導の算定上限の見直し

論点①

- 医療機関に勤務する薬剤師が実施する居宅療養管理指導費については、近年減少傾向である。
- 在宅療養者の状態は病状の変化や服薬状況の変動等により短期間で変化する場合があります、適時・適切な薬学的管理が求められる。一方で、介護保険における医療機関に勤務する薬剤師の居宅療養管理指導については実施回数の上限が月2回とされている。
- 診療報酬における医療機関に勤務する薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導料については、平成26年度診療報酬改定において、算定上限が月2回から月4回へ拡大されるとともに、末期の悪性腫瘍患者及び中心静脈栄養法を実施している患者については、月8回まで算定可能とされた。
- また、病院から在宅などの療養環境に移行する患者について、入退院前後の薬学的管理のため、病院薬剤師が院内の他職種と協働した検討を行った上で、薬局薬剤師やケアマネジャー等の地域の多職種に対し連絡・調整を行い、病院と地域の双方向の情報共有を通じた地域における訪問薬剤管理指導の導入を支援する役割が期待されている。
- 利用者の状態変化に応じた継続的な薬学的管理を推進し、入院から在宅への円滑な移行及び地域の関係職種との連携を促進する観点並びに医療保険と介護保険との整合性の観点から、医療機関に勤務する薬剤師による居宅療養管理指導の実施回数についてどのような対応が考えられるか。

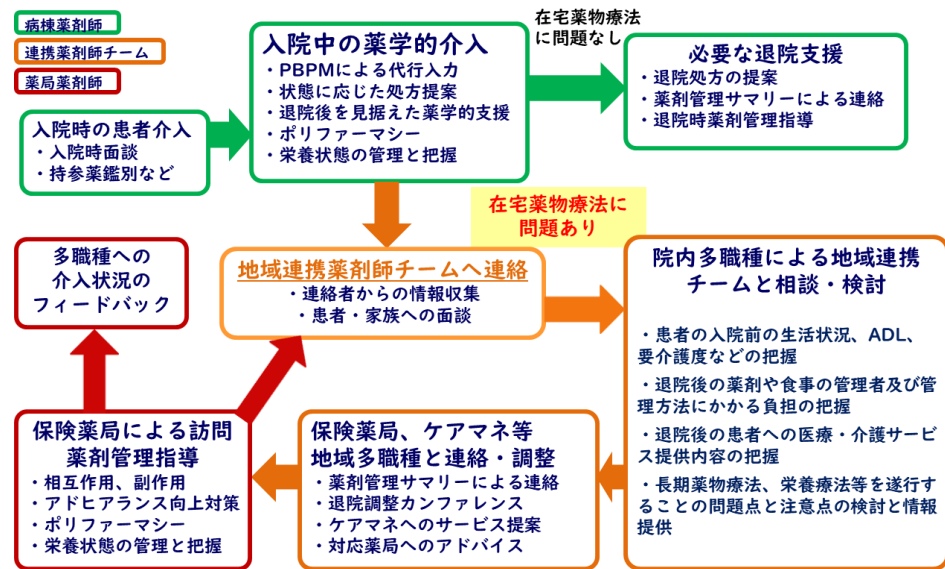
対応案

- 利用者の状態変化に応じた継続的な薬学的管理を推進し、入院から在宅への円滑な移行及び地域の関係職種との連携を促進する観点から、医療機関に勤務する薬剤師による居宅療養管理指導の実施回数の在り方について、診療報酬における取扱いも踏まえた評価を行ってはどうか。

病院の多職種連携チームの介入による地域の訪問薬剤管理指導の導入支援

- ・退院後の在宅療養において薬に関する問題を抱えた患者への必要な支援を行うために地域の中核病院に地域連携の窓口を設け、入退院前後の薬学的連携のため、病院薬剤師が院内の他職種と協働した検討を行った上で、多職種による地域連携チームが、薬局薬剤師やケアマネジャー等の地域の多職種に対する連絡・調整を行い、薬局の訪問薬剤管理指導の導入を支援する事例がある。

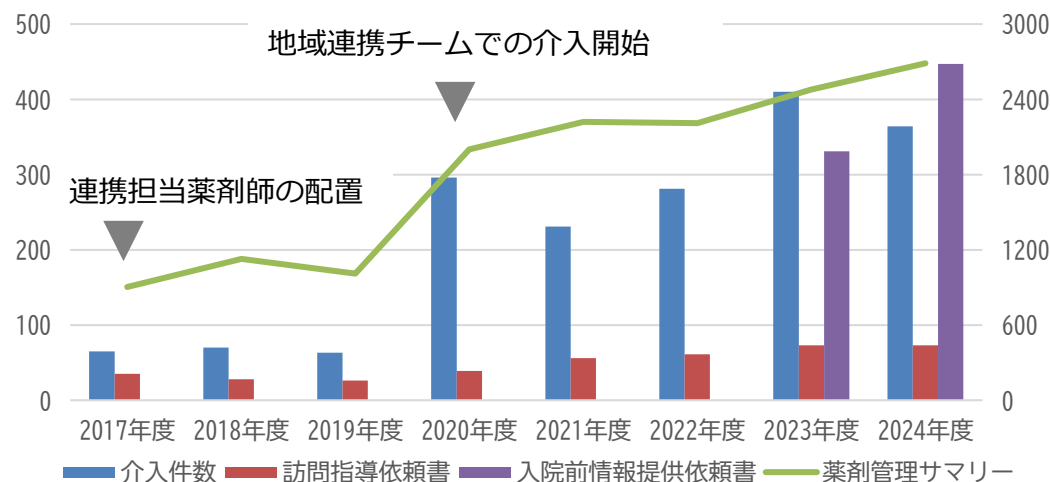
＜多職種による地域連携チームの介入プロセス＞



薬剤管理サマリー	病院から地域の薬局、病院、介護施設等へ薬物治療に関する患者情報を伝える文書
訪問指導依頼書	医師等から薬剤師への訪問指示に関する依頼書
入院前情報提供依頼書	病院から薬局に対する入院前の患者情報等の提供に関する依頼書
トレーシングレポート（TR）	薬剤師から処方医師への患者の現況等に関する情報提供を行う文書

地域における訪問薬剤管理指導の導入とともに、他職種から得られた情報を病院から提供し、地域との双方向性の情報共有を実施

■ 地域連携チームによる連携の実施件数等の推移



■ 薬剤管理サマリーに対する薬局からのTR等の発行件数の推移

